

# (仮称) 千葉県児童虐待防止計画骨子 (案)



…計画の3本の柱

## 骨子 (案) ・ 指標 (案)

### 第1章 計画の策定にあたって

#### (1) 計画策定の趣旨

##### ☞ (条例前文)

将来を担う子どもたちは、何ものにも代え難い社会の財産である。  
しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるといふ事例が後を絶たず、尊い命を落とすといふ痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県を目指す。

##### ☞ (条例目的)

市町村、県民、保護者等と共に虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す。

#### (2) 計画の性格・位置付け

☞ 千葉県子どもを虐待から守る条例第11条に基づく基本計画

#### (3) 計画の期間

☞ 平成29年度から平成31年度まで  
⇒ 「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」  
「千葉県次世代育成支援行動計画」  
「千葉県家庭的養護推進計画」と整合を図る。

#### (4) 他の計画との関係

☞ 「千葉県総合計画」をはじめ、関連する計画と整合性を図る。  
⇒ 子どもの貧困対策やDV対策等、関連する施策の推進については、個別計画に基づき取り組んでいく。

##### 【関連する主な計画】

「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」  
「次世代育成支援行動計画」  
「第三次千葉県地域福祉支援計画」  
「新みんなで取り組む『教育立県ちばぷらん』」  
「第2次千葉県青少年総合プラン」  
「千葉県子どもの貧困対策推進計画」  
「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」  
「千葉県家庭的養護推進計画」  
「第4次DV防止・被害者支援基本計画」等

# (仮称) 千葉県児童虐待防止計画骨子(案)



…計画の3本の柱

## 骨子(案)・指標(案)

### 第2章 児童虐待防止に向けた基本方針と具体的な取組

#### 1 発生予防、早期発見及び早期対応

##### (1) 発生予防

###### 【現状と課題】

- 児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向
- 虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割
- 地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要
- 母子保健施策は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることから、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携強化が必要

###### 【指標案】

- 児童虐待死亡事例発生件数
- 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数【次世代】
- 養育支援訪問事業の実施市町村数【次世代】
- 子育て世代包括支援センターの設置数【総合計画】

###### 【取組の方向性】

- 母子保健施策と連携した未然防止
  - ⇒ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 等
- 必要な支援につなげるための情報提供と相談体制に充実
  - ⇒ 24時間・365日の相談受付
  - ⇒ 望まない妊娠など出産後に子どもを育てることができない妊婦に対する相談支援体制(妊娠SOS)の構築と特別養子縁組の促進 等
- 地域全体で支援する仕組みづくりの推進
  - ⇒ 関係機関との連携強化のための研修、主任児童委員への研修 等
- 広報啓発活動の充実
  - ⇒ 児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」の展開 等

# (仮称) 千葉県児童虐待防止計画骨子(案)



…計画の3本の柱

## 骨子(案)・指標(案)

### (2) 児童虐待の早期発見と対応

#### 【現状と課題】

- 児童虐待の早期発見・早期対応は、児童相談所や市町村、学校、医療機関、保育所、警察など関係機関との連携が必要
- 児童虐待の通告先となる市町村と児童相談所の相談支援体制の充実が必要
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化

#### 【指標案】

- 要保護児童対策地域協議会の設置市町村数【次世代】【次期 総合計画】
- 警察と児童相談所の合同研修の受講者数

#### 【取組の方向性】

- 市町村や関係機関との連携の推進
  - ⇒ 要保護児童対策地域協議会の機能強化、警察や医療機関等の関係機関との連携強化 警察官の児童相談所への配置
  - ⇒ 共通アセスメントツールの整備・運用
  - ⇒ 他機関との連携を推進するための実践的研修の充実 等
- 児童虐待に対する社会的関心の喚起と子ども自らが声を発する仕組みの構築
  - ⇒ 広報啓発による通告先の周知、子どもの権利ノートの作成
  - ⇒ 「子どもの権利擁護」に関する施設・児童相談所職員の研修受講の推進 等
- 法律の側面での専門的知識に基づく迅速・的確な対応
  - ⇒ 弁護士の児童相談所への配置 等

# (仮称) 千葉県児童虐待防止計画骨子 (案)



…計画の3本の柱

## 骨子 (案) ・ 指標 (案)

### 2 虐待を受けた子どもやその保護者に対する援助、指導並びに支援

#### (1) 子どもと保護者に対する支援

##### 【現状と課題】

- 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち9割強は在宅支援となっている。児童や家庭に対する支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要であり、基礎的な自治体である市町村を中心とした在宅支援を強化することが必要
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の調整機関は、児童相談所、警察、学校等の関係機関間の調整、協力要請や支援の進行状況の確認等の管理・評価、主として対応する機関の選定などの業務を担っている。しかしながら、関係機関の連携が十分でなく、個々の事案への対応に漏れ等が生じ、結果として深刻な事態に至ったケースが指摘されており、要対協の機能を強化し、関係機関間の協力・連携を徹底することが必要
- 児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど相談支援を行う市町村や児童相談所職員の専門性向上が必要
- 虐待を受けた子どもたちの心理的ケアの充実や家族関係の再構築に向けた支援の充実が必要

##### 【指標案】

- 児童家庭支援センターの設置数【次世代】

##### 【取組の方向性】

- 相談支援体制の強化
  - ⇒ 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備
  - 市町村・児童相談所職員の専門性向上のための研修の充実
  - 児童相談所の体制の強化と一時保護所の環境改善
  - 家族関係支援のためのカウンセリングや支援の充実
  - 市町村の相談支援体制充実
  - 児童家庭支援センターによる専門的な知識や技術を活用した援助
  - 児童相談所と市町村間の事案送致の円滑・確実な運用 等
- 要対協への支援
  - ⇒ 調整機関へ配置される専門職への研修
  - 要体協へのアドバイザーの派遣 等

# (仮称) 千葉県児童虐待防止計画骨子(案)



…計画の3本の柱

## 骨子(案)・指標(案)

### (2) 社会的養護の充実

#### 【現状と課題】

- 社会的養護は、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要
- 施設養護も良好な家庭的環境(小規模グループケアやグループホーム)において養育されるよう必要な措置を講ずることが求められる。
- 新生児・乳幼児については、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童の安心できる温かく安定した家庭で養育されることが重要
- 築年数が経過した児童福祉施設が多い現状の中で、入所児童の生活環境を向上させる必要があり、施設の改修に加え、防災や防犯対策を充実させる必要がある。

#### 【指標案】

- 地域小規模児童養護施設の設置数【次世代】
- 里親等委託率【次世代】【次期 総合計画】

#### 【取組の方向性】

- 施設の小規模化・地域分散化の推進
  - ⇒ 施設の小規模化・地域分散化に向けた施設整備の支援  
専門的ケアを行う人材の育成
- 里親制度の推進
  - ⇒ 養育経験を有する里親等への新生児・乳幼児の委託の推進 等
  - ⇒ 里親制度の広報啓発
    - ⇒ 「里親証明書」の発行、啓発物品の作成、他のイベントと連携した広報啓発の強化 等
  - ⇒ 里親の相談支援体制の充実
    - ⇒ 乳児院・児童養護施設の里親支援機能の強化と里親との連携の推進 等
  - ⇒ 里親の養育技術の向上
    - ⇒ 研修の充実 等
- ファミリーホームの設置促進
  - ⇒ 設置に係る費用や運営の支援、職員の研修 等

# (仮称) 千葉県児童虐待防止計画骨子(案)



…計画の3本の柱

## 骨子(案)・指標(案)

### (3) 自立支援の充実

#### 【現状と課題】

- 社会的養護を要する児童の多くが、児童養護施設等を退所後に保護者を頼ることができないことから、児童が一般の家庭と同じスタートラインに立って、円滑に社会に自立していけるように支援することが必要

#### 【指標案】

- 自立援助ホームの設置数【次世代】【次期 総合計画】

#### 【取組の方向性】

- 相談支援体制の充実
  - ⇒ 施設等を退所した後の児童に対する相談支援体制の構築
  - 経済的に困窮した児童に対する支援 等
- 18歳を過ぎても22歳まで支援できる体制の構築
  - ⇒ 措置解除後も必要な支援を受けられる体制の整備 等
- 自立援助ホームや自立生活支援室の設置促進と機能向上
  - ⇒ 設置に係る費用や運営の支援、心理担当職員の配置の支援、職員の研修 等
- 生実学校の機能の充実
  - ⇒ 自立支援寮の付設など生実学校の自立支援機能の強化 等

# (仮称) 千葉県児童虐待防止計画骨子 (案)



…計画の3本の柱

## 骨子 (案) ・ 指標 (案)

### 3 人材の育成等

#### (1) 人材の育成

##### 【現状と課題】

- 児童虐待相談対応件数は増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、相談支援を行う市町村・児童相談所の職員の専門性向上が必要
- 施設に入所している子どもの多くは、虐待を受けたり発達障害や知的障害等の障害を有しており、施設職員の専門性向上が必要
- 小規模グループケアにおいては、職員一人の養育力の向上が必要
- 児童一人ひとりにきめ細かい支援充実や家庭復帰に向けた家族関係の調整、里親への支援など、児童養護施設等に求められる機能を果たすための人材の確保が必要
- 里親委託をより一層推進するためには、里親の養育技術の向上が必要

##### 【指標案】

- 基幹的職員研修の受講者数
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修

##### 【取組の方向性】

- 専門人材の資質向上
  - ⇒ 市町村・児童相談所職員に対する研修の充実
  - 施設職員への研修の充実 等
- 専門人材の確保
  - ⇒ 実習生の受け入れに対する支援や実習生の就職への支援 等
- 地域支援体制の充実
  - ⇒ 民生委員、主任児童委員、NPO法人などの地域力を活用した支援の充実 等
- 里親への研修の充実
  - ⇒ 未委託の里親への養育技術向上のための研修の充実 等

## 第3章 計画の推進